

ガザ地区における戦闘停止及び人質の即時解放に向けた取り組みを求める意見書

地方自治法第 112 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 松枝 功 様

提出者

安曇野市議会議員 猪狩 久美子

賛成者

安曇野市議会議員 林 孝彦

安曇野市議会議員 竹内 秀太郎

安曇野市議会議員 中村 芳朗

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

ガザ地区における戦闘停止及び人質の即時解放に向けた取り組みを求める意見書

本年10月、パレスチナ武装勢力ハマスのイスラエル領内への越境攻撃によって、一般市民が犠牲になるとともに人質として拘束されたことを受け、イスラエル軍が自衛のためにハマスが事実上掌握するガザ地区に対して空爆や地上作戦を行っている。この戦闘において一般市民、特に子どもの犠牲者が多数出ている。

国際連合総会は、12月12日、特に子どもを守る重要性に鑑み、ガザ地区での人道的な即時停戦や全ての人質の即時解放を求める決議を我が国を含む153か国の賛成によって採択しており、一般市民の危機状況を改善しなければならないとの国際社会の意思が表明されたところである。

しかしながら、現在も命の危険にさらされ続けている人々の状況は極めて深刻であり、国際人道法のいかなる場合においても生命と尊厳を守るべきとの理念を尊重し、この戦闘により一般市民が直面している危機的な人道状況を改善し、事態の緊急的解決を図ることが求められている。

平和都市宣言を高らかに謳っている安曇野市の市議会としては、世界の恒久平和を求める立場から、政府において関係国・国際機関と連携しつつ、全ての当事者に対して国連総会の決議に基づきあらゆる外交努力を尽くし、ガザ地区における人道的停戦及び人質の即時解放に向けた取り組みを継続するよう強く要請する。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

(送付先)

衆議院 議長

参議院 議長

内閣総理大臣

外務大臣

安曇野市議会議長 松枝 功